

議案第 72 号

松阪市歯科センター条例の一部改正について

松阪市歯科センター条例（平成 17 年松阪市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市歯科センター条例の一部を改正する条例

松阪市歯科センター条例（平成 17 年松阪市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削り、第 4 条を第 2 条とし、第 5 条から第 7 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 8 条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第 6 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。